

一般教育訓練給付制度について

一般教育訓練の教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度で、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

指定講座

福岡本教場、北九州、飯塚、久留米第一分教場でおこなう下記の講習

- 一級小型自動車講習（2か・2ち合格者）
- 二級ガソリン自動車講習
- 三級自動車ガソリン・エンジン講習

支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

支給額

受講者本人が教育訓練施設に支払った※教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。※領収証等の宛名が受講者本人であること。

支給申請手続

講習修了後、教育訓練修了証明書などの支給申請書類を1カ月以内に、本人の住居所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に提出し申請してください。支給決定された教育訓練給付金は、受講者本人名義の預貯金口座に振り込まれます。

※支給申請手続には受講者本人に発行された領収証が必要です。